

「 地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査

健康福祉課の指導保育士

に

改め、同表機関（区役所の機関を除く。）の部児童相談所の項中

「 所長、副所長、課長及び課長補佐

を

「 所長、副所長、課長及び課長補佐及び課に置かれる室の室

長

に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。